

令和元年度答申第60号
令和元年12月18日

諮問番号 令和元年度諮問第58号（令和元年11月28日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 事業附属寄宿舍規程36条1項に基づく適用特例不許可処分に関する
件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消すべきであるから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号。以下「本件寄宿舍規程」という。）36条1項の規定に基づき、事業の附属寄宿舍の廊下の幅について、本件寄宿舍規程18条の規定を修正して適用することの許可申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）96条1項は、「使用者は、事業の附属寄宿舍について、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持

に必要な措置を講じなければならない。」と規定しており、同条2項は、使用者が同条1項の規定によって講ずべき措置の基準は「厚生労働省令で定める」と規定している。

- (2) 上記(1)の「厚生労働省令で定める」基準については、本件寄宿舍規程が、事業の附属寄宿舍を第一種寄宿舍（労働者を6か月以上の期間寄宿させる寄宿舍をいう。以下同じ。）と第二種寄宿舍（労働者を6か月に満たない期間寄宿させる寄宿舍をいう。以下同じ。）とに区別して、それぞれに適用する安全衛生基準を定めている。

第一種寄宿舍の廊下については、本件寄宿舍規程18条1項が「廊下は、片廊下とし、その幅は1.2メートル以上としなければならない。」と規定しているが、本件寄宿舍規程36条1項は、常時10人に満たない労働者を6か月を超える期間寄宿させる寄宿舍については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、本件寄宿舍規程18条の規定はこれを修正して適用すると規定している。ただし、本件寄宿舍規程36条2項は、同条1項の許可を受けた事項について適用される基準は、第二種寄宿舍に適用する安全衛生基準を下回ってはならないと規定しているところ、本件寄宿舍規程は、第二種寄宿舍の廊下については、適用する基準を定めていない。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年11月9日、処分庁に対し、マシンキーの製造・販売の事業のために使用する労働者を常時4人寄宿させる事業の附属寄宿舍（以下「本件寄宿舍」という。）を設置する計画の届出（以下「本件届出」という。）をした。

処分庁は、平成29年11月14日付けで、審査請求人に対し、本件届出については、階段の勾配が法定基準に違反しているとして工事計画を変更するよう勧告するとともに、寄宿舍出入口の戸の構造、火災ベルの設置状況、内階段の構造、寝室の構造、食堂炊事場の照明設備並びに洗濯場及び物干場の設置状況についても、労働災害防止のために工事計画を変更するよう指導した。

審査請求人は、平成29年12月6日、A労働基準監督署B支署長に対し、上記の勧告事項及び指導事項について、工事計画を変更した内容を報告した。

(寄宿舍設置届、工事計画変更勧告書、工事計画変更報告書)

- (2) A労働基準監督署B支署労働基準監督官は、平成30年2月20日、審査請求人に対し、「寄宿舍の廊下の幅が1.2メートル以上でなかったこと。」(労働基準法96条及び本件寄宿舍規程18条違反)などの違反事項を指摘し、当該違反事項を同年3月20日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告した。

審査請求人は、平成30年3月20日、A労働基準監督署B支署長に対し、上記の廊下の幅については、「建物の構造を替えなければならないため、資金が必要となる。近日中の是正は不可。資金余力があった際に改善するものとする。」と回答した。

(是正勧告書、是正勧告書に係る回答)

- (3) 審査請求人は、平成30年5月22日、処分庁に対し、本件寄宿舍について、寄宿労働者数を「4人」とし、「寄宿舍届出を提出した後の調査より是正勧告として廊下の広さを指摘されたが、建て替えるには非常に時間とコストがかかるため。」との特例を必要とする具体的事由を付して、本件寄宿舍規程36条による適用特例許可申請(本件申請)をした。

(事業附属寄宿舍規程第36条による適用特例許可申請書)

- (4) 処分庁は、平成30年5月31日、本件寄宿舍の現地調査を行ったところ、本件寄宿舍の廊下(以下「本件廊下」という。)の幅が77センチメートルないし77.5センチメートルであることを確認したことから、同年6月6日付けで、審査請求人に対し、「廊下の幅が基準に満たないこと。」との理由を付して、本件申請を不許可とする処分(本件不許可処分)をした。

(調査結果報告書、事業附属寄宿舍規程第36条による適用特例不許可通知書)

- (5) 審査請求人は、平成30年8月28日、審査庁に対し、本件不許可処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和元年11月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1)処分庁が明確な理由もなく本件不許可処分をしたこと、(2)本件届出をし

た際に処分庁から本件廊下について指摘がなかったため、別の寄宿舍を検討する機会を奪われたこと、(3)本件廊下は社会通念上廊下と断定することができないこと、(4)本件寄宿舍規程の立法趣旨は労働者の安全・衛生を守ることであるところ、本件寄宿舍は本件廊下以外からも外に出ることは可能であるし、その利用者数（3人）からしても行政解釈のみの判断基準で本件不許可処分をしたのは不当であることから、本件不許可処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

本件寄宿舍規程18条1項は、寄宿舍の廊下について、片廊下とし、幅は1.2メートル以上としなければならないと規定している。ただし、本件寄宿舍規程36条1項において、常時10人に満たない労働者を6か月を超える期間寄宿させる寄宿舍については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、これを修正して適用することとされ、これを受けて定められた「事業附属寄宿舍規程36条の修正適用許可の基準」（昭和23年3月30日付け基発第508号労働省労働基準局長通達。以下「本件修正適用通達」という。）において、寄宿舍の廊下の幅については、0.9メートルまでは修正適用して差し支えないとされている。

本件廊下は、図面等から判断して廊下に該当し、その幅は0.77メートルと本件修正適用通達の基準である0.9メートルよりも狭い。

本件届出の時点で処分庁が本件廊下の幅について指摘をしていなかった点はあるとしても、本件廊下の幅は、本件寄宿舍規程及び本件修正適用通達のいずれにも適合していないから、本件不許可処分に誤りはない。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求受付 : 平成30年8月28日

反論書受付 : 平成31年1月15日

処分庁に対する質問及び物件の提出要求 : 令和元年10月18日

(反論書受付から約9か月)

上記質問に対する回答及び物件の受付 : 同月24日

審理員意見書提出 : 同年 1 1 月 2 0 日
本件諮問 : 同月 2 8 日
(本件審査請求受付から約 1 年
3 か月)

- (2) そうすると、本件では、審理員が反論書を受け付けてから約 9 か月も経過した後になってようやく処分庁に対して質問及び物件の提出要求をした結果、本件審査請求受付から本件諮問までに約 1 年 3 か月の期間を要している。これは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていないことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不許可処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件寄宿舍が第一種寄宿舍に該当し、常時 1 0 人に満たない労働者を寄宿させる寄宿舍であること（上記第 1 の 2 の(1)参照）及び本件廊下の幅が本件寄宿舍規程 1 8 条 1 項に定める基準（1. 2メートル以上）を満たしていないこと（上記第 1 の 2 の(2)、(4)参照）については、審査関係人間に争いが無い。本件では、本件廊下の幅について本件寄宿舍規程 3 6 条 1 項の規定による修正適用が認められるかが問題となっている。
- (2) 審査庁は、本件廊下は図面等から判断して廊下に該当し、その幅は 0. 7 7メートルと本件修正適用通達の基準である 0. 9メートルよりも狭いから、本件寄宿舍規程 3 6 条 1 項の規定による修正適用は認められず、本件不許可処分に誤りはないとしている（上記第 2）。

本件寄宿舍規程 1 8 条 1 項は、火災その他非常の際の避難を考慮して、第一種寄宿舍の廊下の幅は 1. 2メートル以上としなければならないとして、廊下の幅の下限値を規定している。ただし、常時 1 0 人に満たない労働者を 6 か月を超える期間寄宿させる寄宿舍については、本件寄宿舍規程 3 6 条 1 項が、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、上記の下限値を修正して適用すると規定している。しかし、本件寄宿舍規程は、どの程度まで上記の下限値を下回ることが許容されるかについては、何ら基準を示していない（上記第 1 の 1 の(2)）。

そうすると、所轄労働基準監督署長は、廊下の幅について修正適用の申請があった場合には、寄宿舍の規模や構造、廊下を使用する労働者の数や

その使用態様等を踏まえた上で、火災その他非常の際の避難に問題がないかどうかを検討し、当該申請の許否を判断することが求められていると解するのが相当である。本件修正適用通達が「規程第36条の許可については事業の種類、規模、寄宿期間、寄宿労働者の性別、年齢別等を考慮する」と定めているのは、上記と同じ解釈に立っているものということができる。

ところで、上記のとおり、審査庁は、本件修正適用通達の「「廊下の幅」については0.9メートルまでは修正適用して差し支えない」との定めを引用して、幅が0.9メートル未満の廊下では修正適用が認められないと主張していることから、当審査会が、審査庁に対し、上記定め根拠について照会したところ、審査庁から、「戸（ドア）の寸法には建築や消防関係の法律上の規制はないが、一般に流通している最も幅広いものでも900ミリメートル以下であり、仮に火災等により緊急に避難する必要が生じた際、ドアが支えて避難の妨げとなるなど、避難の安全性、円滑性を妨げるような事情が生じないようにしなければならない。また、共同生活を営むに当たって、無理せずすれ違える最低限の幅を確保する必要がある。複数の者が共同生活を営み、就寝用の用途に使用される寄宿舎の特殊性に鑑み、修正適用する際の最低限の基準として0.9メートルの規制値としたものと考えられる。」との回答（審査庁の令和元年12月6日付け回答）があった。しかし、この回答は、寄宿舎の規模や構造、廊下を使用する労働者の数やその使用態様等を考慮せずに、およそ廊下の幅は0.9メートル未満であってはならないことの根拠を合理的に説明しているものとはいえない。

むしろ、本件修正適用通達が、「おおむね次の基準によって適宜許可する」とした上で、「「廊下の幅」については0.9メートルまでは修正適用して差し支えない」と定めていることに、本件寄宿舎規程が、第二種寄宿舎の廊下については、適用する基準を定めていないこと（上記第1の1の(2)）を考え併せるならば、本件修正適用通達は、廊下の幅が0.9メートルまでであれば、それだけで火災その他非常の際の避難に問題がないものとして、修正適用してよいとする一方で、廊下の幅が0.9メートル未満の場合には、修正適用を一切認めないとしたものではなく、寄宿舎の規模や構造、廊下を使用する労働者の数やその使用態様等を考慮して、火災その他非常の際の避難に問題がないと判断することができるのであれば、修正適用してよいとの考え方を示したものである。

したがって、廊下の幅の修正適用の申請に対し、寄宿舍の規模や構造、廊下を使用する労働者の数やその使用態様等を考慮せずに、廊下の幅が0.9メートルを下回ることのみをもって不許可の判断をすることは、妥当とはいえない。

- (3) 本件では、処分庁がどのような調査検討を経て本件廊下についての修正適用を不許可としたのかが明らかでないことから、当審査会が、審査庁に対し、本件届出及び本件申請で本件寄宿舍に寄宿するとの届出及び申請のあった4人の労働者（上記第1の2の(1)、(3)のうち、どの居室に居住する労働者が本件廊下を使用するものと判断したのか及びその根拠について照会したところ、審査庁から、「処分庁において、どの入居者がどの居室に入居するかまでは特定していないため、どの入居者が本件廊下を使用するかは把握していない。」との回答（審査庁の令和元年12月6日付け回答）があった。

そうすると、処分庁は、本件廊下を使用する労働者の数やその使用態様等の調査検討を全くすることなく、廊下の幅が0.9メートルを下回っていることのみをもって、本件修正適用通達を機械的に適用し、本件不許可処分をしたものというほかないから、処分庁の判断は妥当とはいえない。したがって、本件不許可処分は取り消すべきである。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原		優
委	員	中	山	ひとみ
委	員	野	口	貴公美